

令和2年3月17日  
熊本地方法務局

## 報道発表資料

令和元年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

(問合せ先)

熊本地方法務局人権擁護課(担当:宮原)

TEL 096-364-2145(内線411)

FAX 096-364-0417



## 令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」といいます。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に、その被害の救済、予防等に努めている。

人権擁護機関である熊本地方法務局及び熊本県人権擁護委員連合会が、平成31年1月から令和元年12月までの間（以下「令和元年中」という。）に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 人権侵犯事件数の動向【別紙1】

##### (1) 新規救済手続開始件数【別紙1中の表1・図1】

令和元年中の新規救済手続開始件数は232件で、対前年比で67件（22.4%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が85件（対前年比3件（3.7%）増加）
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が147件（対前年比で70件（32.3%）減少）

##### (2) 処理件数【別紙1中の表1・図2】

令和元年中に処理した人権侵犯事件数は236件で、対前年比で64件（21.3%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件が81件（対前年比6件（6.9%）減少）
- ◆ 私人間等における人権侵犯事件が155件（対前年比58件（27.2%）減少）

処理区分別にみると、措置の内容としては、「援助」<sup>(注1)</sup>が215件（全処理件数の91.1%）で大多数を占めており、「侵犯事実不明確」<sup>(注2)</sup>が11件（同4.7%）、「要請」<sup>(注3)</sup>が6件（同2.5%）、「調整」<sup>(注4)</sup>が2件（同0.8%）となっている<sup>(注5)</sup>。

なお、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正等を求める

「勧告」や刑事訴訟法の規定に基づく「告発」として処理した事案はなかった。

- (注1) 法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること
- (注2) 人権侵害の有無が確認できなかつたこと
- (注3) 被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対して必要な措置を執るよう要請すること
- (注4) 当事者間の関係調整を行うこと
- (注5) 事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

### (3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は13件で、前年に比べて4件（23.5%）減少した。

## 2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向 [別紙1]

### (1) 住居・生活の安全関係事案（図3）

住居・生活の安全関係事案は59件（対前年比で51.2%減少）で、全事件数の25.4%を占めている。

### (2) 学校におけるいじめ事案（図4）

学校におけるいじめ事案は70件（対前年比で1.4%減少）で、全事件数の30.2%を占めている。

### (3) 暴行・虐待事案（図5）

暴行・虐待事案は35件（対前年比7.9%減少）で、全事件数の15.1%を占めている。

### (4) プライバシー関係事案（図6）

プライバシー関係事案は8件（対前年比50%減少）で、全事件数の3.4%を占めている。

このうちインターネットによるものの割合が25.0%（2件）を占めている。

### (5) 強制・強要事案（図7）

強制・強要事案は14件（対前年比12.5%減少）で、全事件数の

6. 0 %を占めている。

#### (6) 労働権関係事案（図8）

労働権関係事案は20件（対前年比66.7%増加）で、全事件数の8.6%を占めている。

このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が65.0%（13件）を占めており、集計を開始した平成26年以降、労働権関係事案のうち、高い割合を占め、職場内におけるいじめや嫌がらせ等の問題が深刻な状況にある。

#### (7) 教職員関係事案（図9）

教職員関係事案は12件（対前年比71.4%増加）で、全事件数の5.2%を占めている。

このうち、体罰事案が66.7%（8件）を占めている。

#### (8) 差別待遇事案（図10）

差別待遇事案は8件（対前年比14.3%増加）で、全事件数の3.4%を占めている。

内訳では、外国人に関するものが3件、高齢者に関するもの、HIV感染者等に関するもの及びホームレスに関するものがそれぞれ1件となっている。

### 3 特徴的な新規救済手続開始件数の動向

憲法第27条及び第28条に規定する権利に関する人権侵犯事件（図8）は20件（対前年比66.7%増加）で、このうちパワーハラスメントに関する人権侵犯事件が13件（対前年比116.7%増加）となっており、全体の件数が減少する中、大幅に増加している。

### 4 法務省の人権擁護機関における取組

法務省の人権擁護機関では、相談体制を整備する観点から、「子どもの人権110番（平成18年4月設置）」、「女性の人権ホットライン（平成12年7月3日設置）」を専用相談電話として設置するとともに、各専用相談電話を活用した強化週間の実施、外国語人権相談ダイヤルの実施、インターネットによる人権相談、小・中学校の全児童・生徒を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」の配布、社会福祉施設、高齢者福祉施設等

における特設人権相談所開設等の諸施策を実施して、子ども、女性、高齢者及び外国人等をめぐる人権問題の解決に努めるとともに、常設人権相談電話の全国統一化（ナビダイヤル化：「みんなの人権 110 番」「女性の人権ホットライン」「外国語人権相談ダイヤル」、フリーダイヤル：「子どもの人権 110 番」）を実施するなど、実効的な人権救済のための様々な施策を講じている。

## 5 取り扱った具体的事例

### 【事例 1：町内会における退会者に対する差別待遇事案】

町内会を退会した被害者に対し、相手方らは退会以降の回覧板を被害者に回さないように被害者が所属する自治会を構成する班の住民に指示し、退会以降、回覧板を回さないようにされたとして相談を受けた事案である。

法務局は、相手方に対し、回覧板には住民にとって有益な情報があること、町内会は退会したもの、被害者は、引き続き、町内会とは別個に存在する自治会の会員であることを説明し、被害者に同自治会に係る情報を提供する方策を検討してもらうよう依頼したところ、相手方らはこれを受け入れ、回覧板を被害者に回す対応を行うに至った。

被害者は、相手方らの対応に理解を示して納得し、一定の合意に至った。  
(措置：「調整」)

### 【事例 2：インターネット上のプライバシー侵害事案】

インターネットの掲示板上に、投稿者として、無断で被害者の氏名等個人情報が掲載され、被害者自身でサイト管理者に対して削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局へ相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該サイト管理者に対し削除要請を行ったところ、対象の投稿が削除された。

(措置：「要請」)

### 【事例 3：インターネット上のプライバシー侵害事案】

インターネット上の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）において、なりすましアカウントにより被害者の氏名等個人情報が掲載さ

れていたところ、被害者自身でSNSの運営会社に対し、なりすましアカウントの削除を依頼したが応じてもらえなかつたとして、法務局へ相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該アカウントは被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局からSNSの運営会社に対し削除要請を行った。

(措置：「要請」)

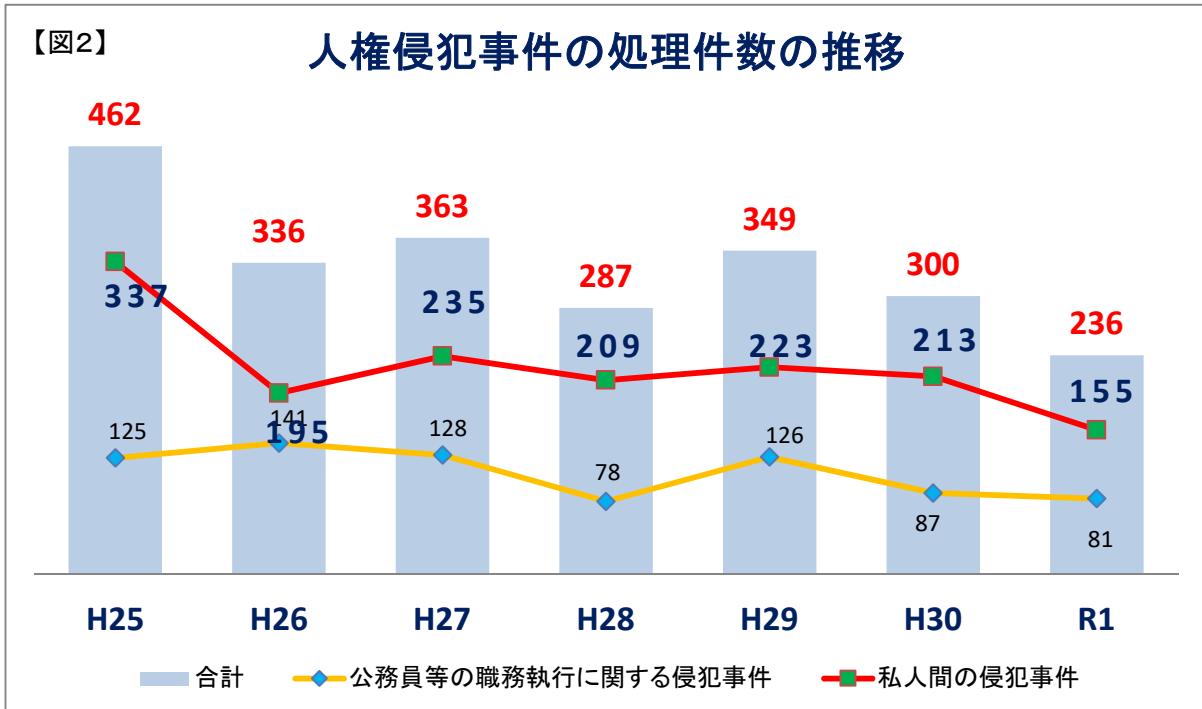
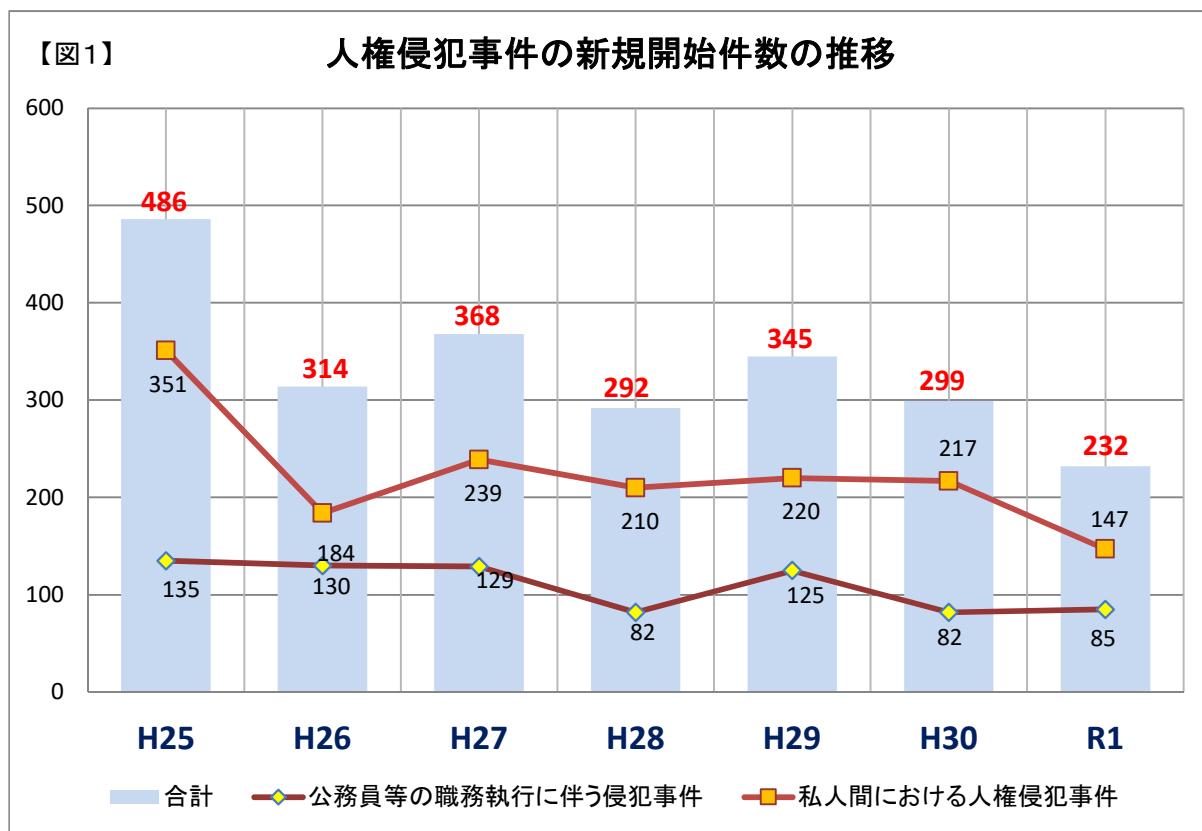
## 6 參考資料

- 別紙1：人権侵犯事件統計資料（平成31年1月～令和元年12月）
    - ・人権侵犯事件の新規開始件数及び処理件数の推移
    - ・人権侵犯事件の新規開始件数の推移
    - ・人権侵犯事件の処理件数の推移
    - ・類型別人権侵犯事件の推移
    - ・学校における人権侵犯事案の推移
  - 別紙2：「女性の人権ホットライン」統計資料
  - 別紙3：「子どもの人権110番」統計資料
  - 別紙4：「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

人権侵犯事件統計資料(平成31年1月～令和元年12月)−手続開始及び処理内訳−【表1】

件 名	取扱 数	申告 職員受 委員受 報	委員通 報	関係行 政機関 の連報	情 報	移 送	処理件数	処 理 内 訳										未済 件数							
								手 続 開 始 内 訳					指 定					犯 罪 事 業 不 存 在	犯 罪 事 業 不 明 確	打 切 り	中 止	移 送	啓 発	切 替	
								新 受 計	申 告	職 員 受 委 員 受 報	関 係 行 政 機 関 の 連 報	情 報	援 助	調 整	要 請	説 示	勧 告								
公務員等の職務執行に関するもの																									
特別公務員によるもの その他の特別公務員	2		2	2										1	1									1	
教育職員による侵犯 その他	9	1	8	5	2				1				6	6		1	1							3	
児童・犯人による侵犯	6	2	4	2	1			1				5	5							2				1	
学校におけるいじめ	71	1	70	21	49					67	63									2	2			4	
刑務職員による侵犯																									
その他																									
公務員による侵犯																									
その他の公務員による侵犯	2	1	1	1	1					2	1													1	
その他																									
合計	90	5	85	30	53			2		81	73		1	1						5	2			9	
人身売買																									
売春関係																									
児童ボルノ																									
暴行・虐待																									
夫の妻に対するもの 妻の夫に対するもの 親の子に対するもの 子の親に対するもの その他の家族間のもの 家族間以外のもの	9		9	1	8					9	9														
私的制裁																									
医療関係																									
人身の自由関係																									
社会福祉施設等関係																									
村八分																									
差別待遇																									
性別																									
高齢者	1		1		1					1	1														
障害者																									
同和問題																									
アソブの人々																									
外国人	3		3	1	2					2	2													1	
HIV感染者等	1		1	1	1																				
刑を終えた人々																									
ホームレス	1		1	1	1																			1	
性的指向																									
性自認																									
その他	3	1	2	2	1					3	1													2	
参政権関係																									
報道機関																									
プライバシー関係																									
インターネット	9	7	2	1	1					9	2		5											2	
私事性的画像記録	1		1	1	1					1	1														
相撲関係	2		2	1	2					2	2		1												
その他	4	1	3	2	1					4	3													1	
集会、結社及び表現の自由関係																									
信教の自由関係																									
教育を受ける権利関係																									
労働権関係																									
不当労働行為																									
労基法違反	2		2	2	2					2	2														
その他	18		18	9	9					18	18														
強制・強要																									
自力執行																									
小犯罪	4		4	1	3					4	4														
相撲関係	22		22	8	14					22	22														
公害	1		1	1	1					1	1														
不動産	10		10	4	6					10	10														
その他	22		22	10	12					22	22														
セクシュアル・ハラスメント	3		3	1	2					3	2														
ストーカー行為	3		3	3	3					3	3														
ホームレス																									
性的指向																									
性辞任																									
北朝鮮拉致被害者等																									
その他	4	1	3	2	1					4	3	1													
組織又は多衆の威力関係																									
交通事故	1		1	1	1					1	1														
犯罪被害者																									
その他	1		1	1	1					1	1														
合計	157	10	147	63	84					155	142	2	5							6				2	
総 合 計	247	15	232	93	137			2		236	215	2	6	1						11	2			11	

## 人権侵犯事件の新規開始件数及び処理件数の推移



## 類型別人権侵犯事件の推移

【表2】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
住居・生活の安全関係	110	43	89	63	100	121	59
学校におけるいじめ	99	99	101	64	100	71	70
暴行・虐待	55	30	51	45	48	38	35
プライバシー関係 うちインターネットによるもの	46 (24)	30 (11)	14 (6)	13 (3)	10 (5)	16 (13)	8 (2)
強制・強要	116	45	43	45	31	16	14
労働権関係 うちパワハラに関するもの	15	25 (18)	26 (16)	26 (11)	15 (10)	12 (6)	20 (13)
教職員関係 うち体罰に関するもの	28 (10)	23 (6)	21 (7)	15 (6)	17 (1)	7 (1)	12 (8)
差別待遇	4	5	13	11	11	7	8

図3

### 住居・生活の安全関係

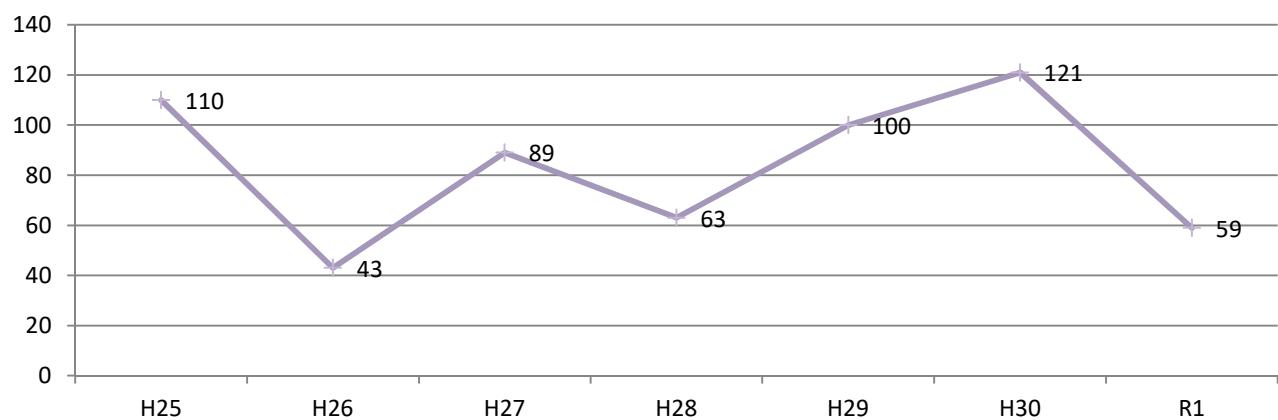


図4

### 学校におけるいじめ

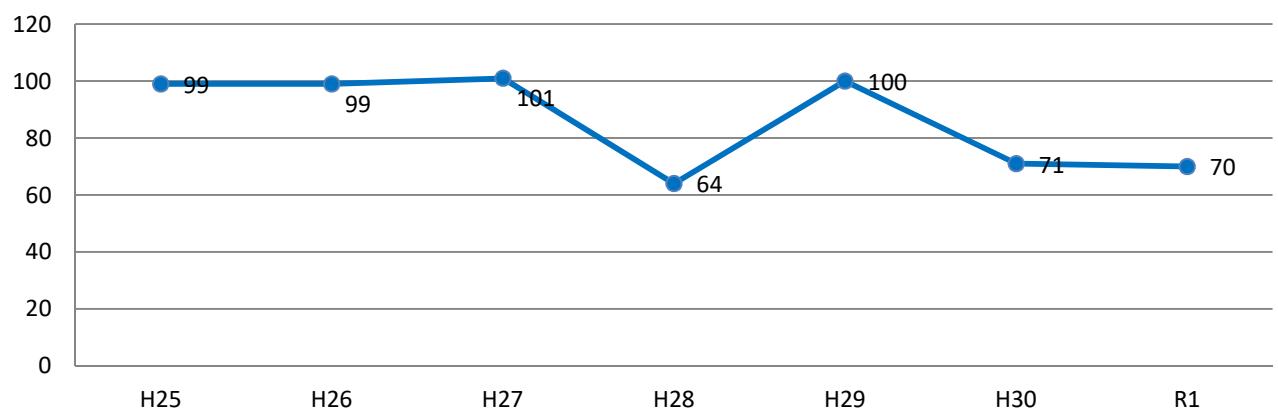


図5

## 暴行・虐待

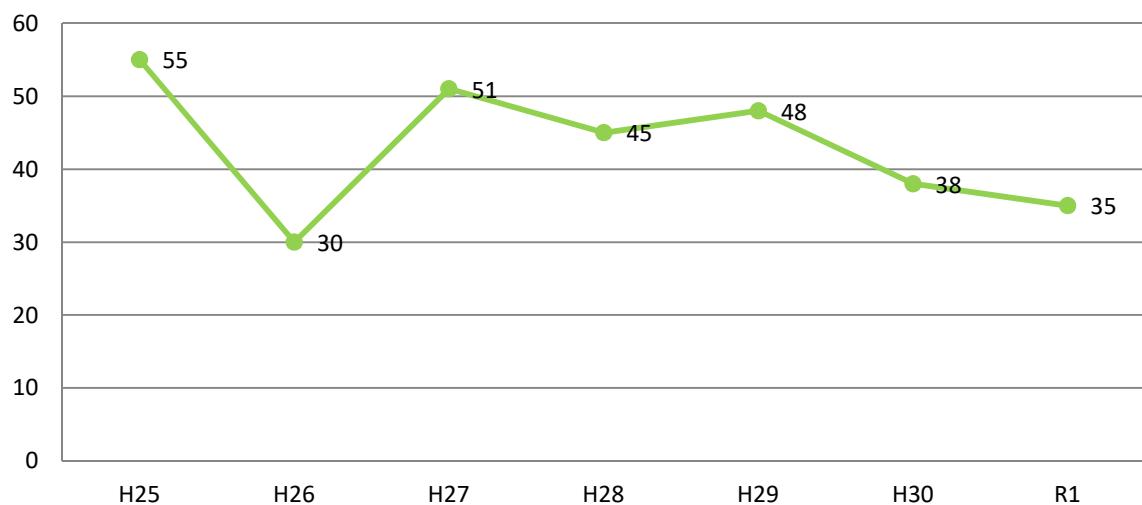


図6

## プライバシー関係

■ プライバシー関係  
■ うちインターネットによるもの

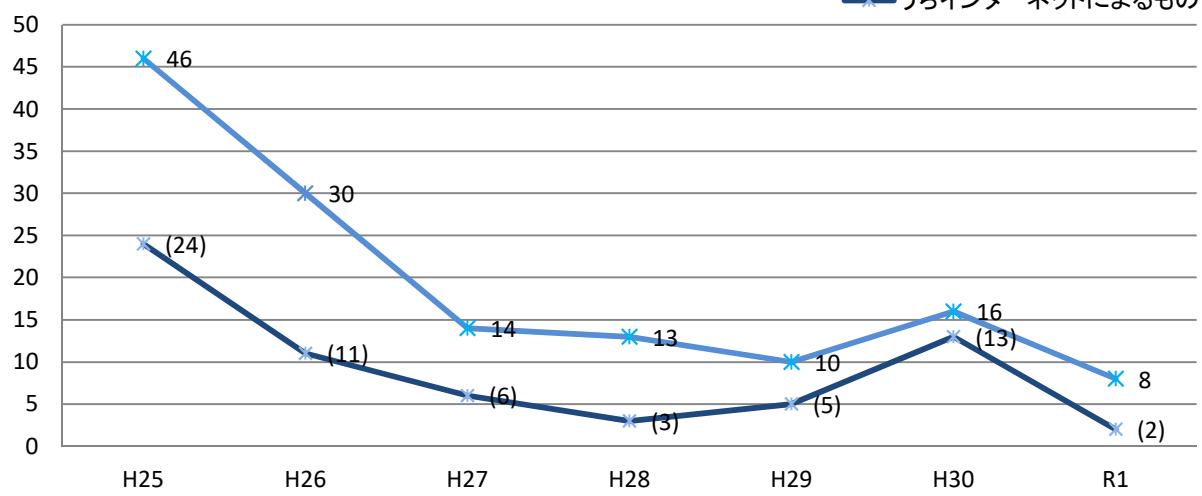
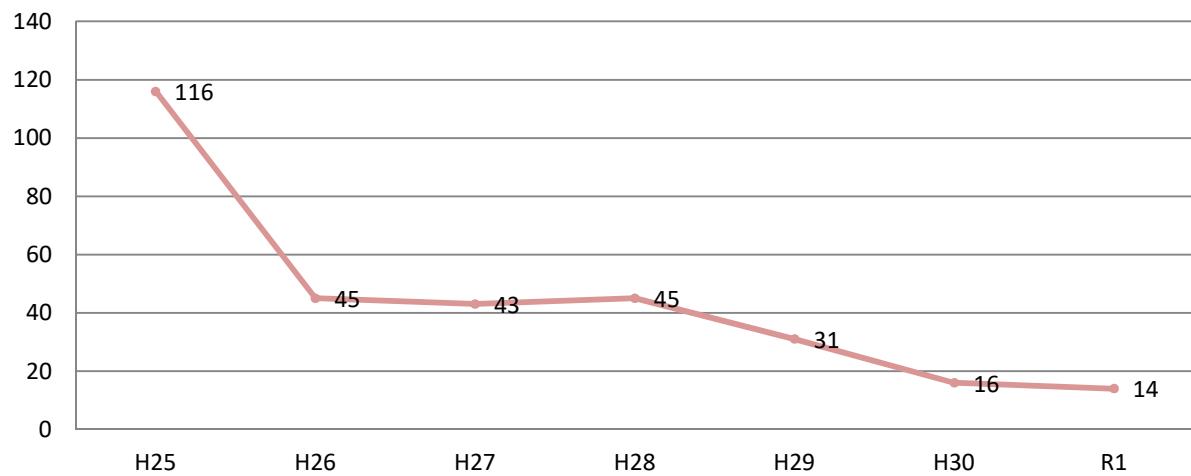
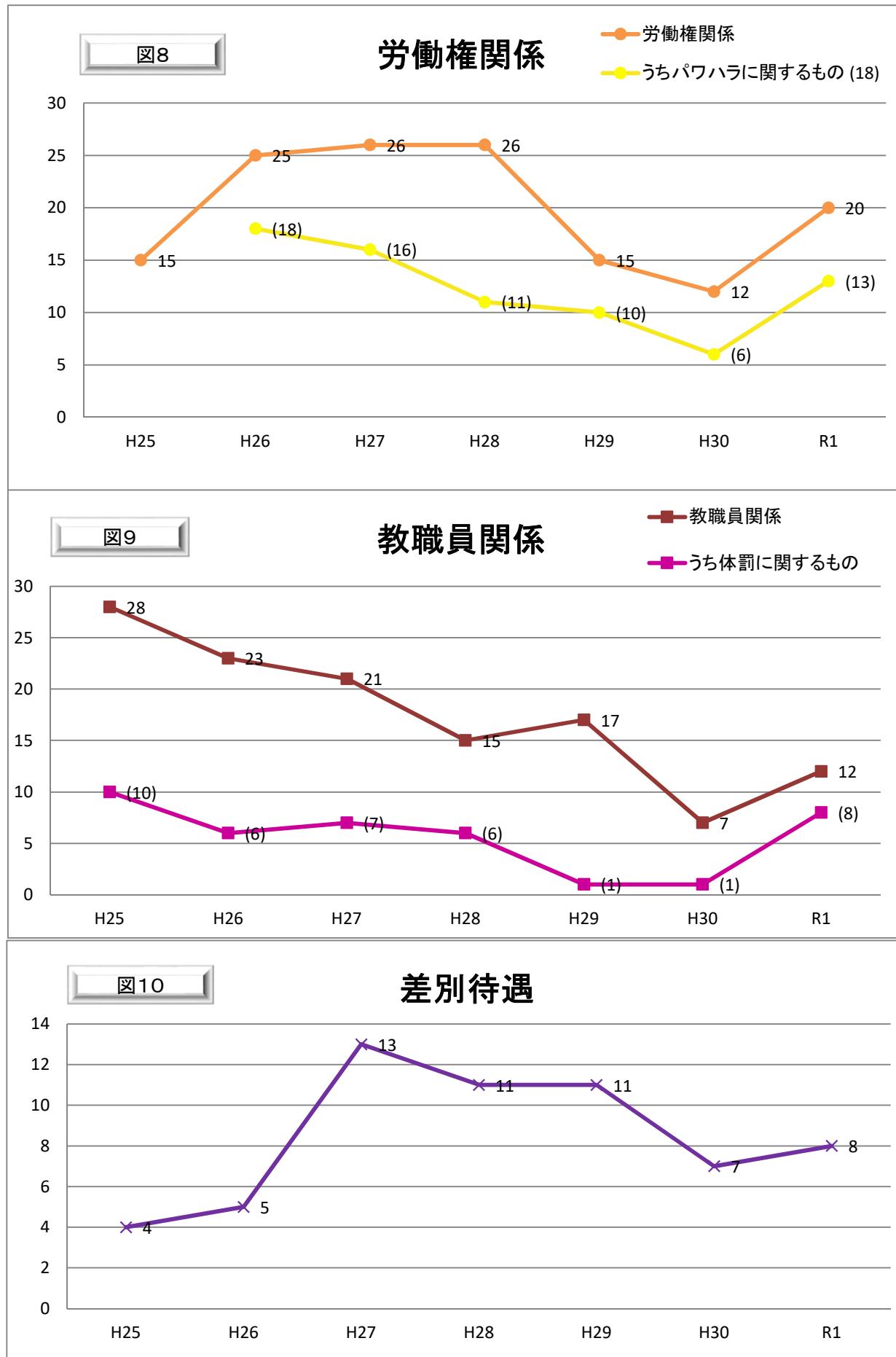


図7

## 強制・強要





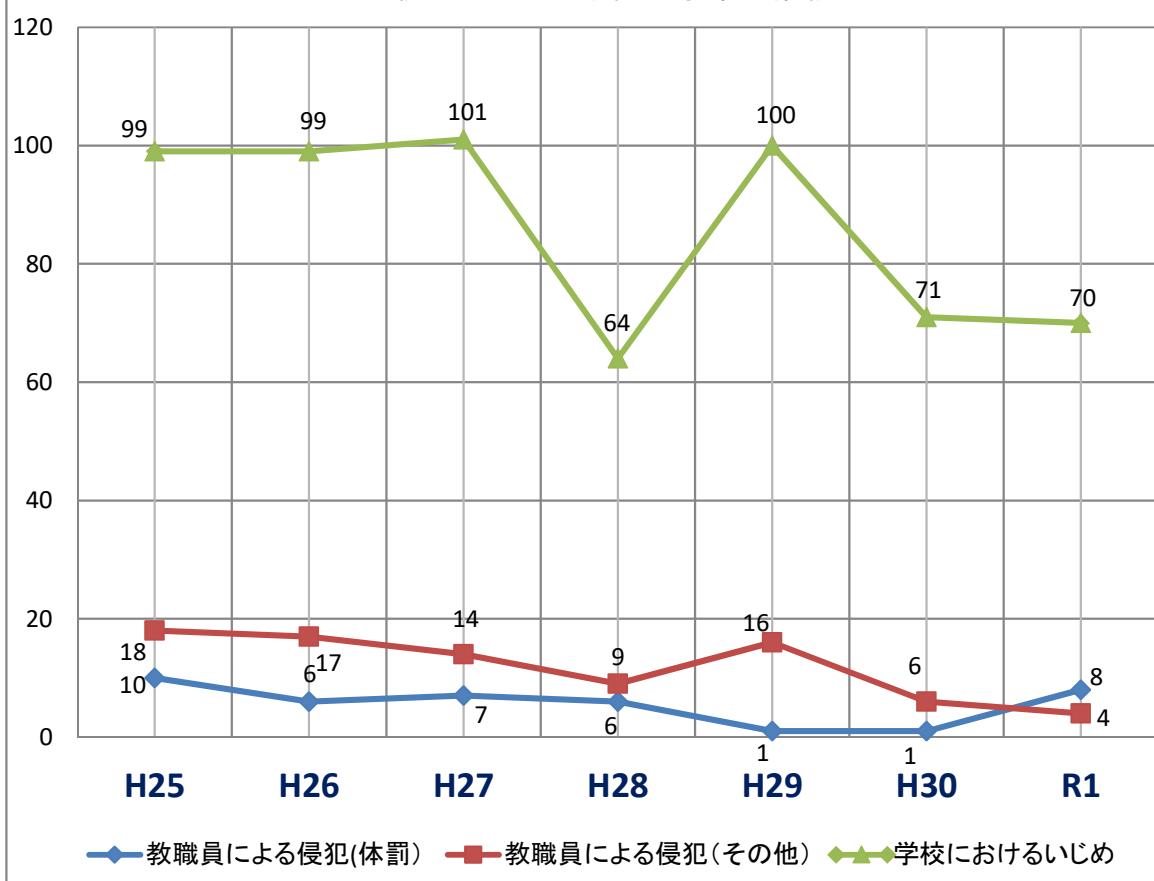
## 学校における人権侵犯事案の推移

【表3】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
教職員による侵犯(体罰)	10	6	7	6	1	1	8
教職員による侵犯(その他)	18	17	14	9	16	6	4
学校におけるいじめ	99	99	101	64	100	71	70

【図11】

## 学校における人権侵犯事案の推移



## 「女性の人権ホットライン」統計資料

### ○ 設置目的

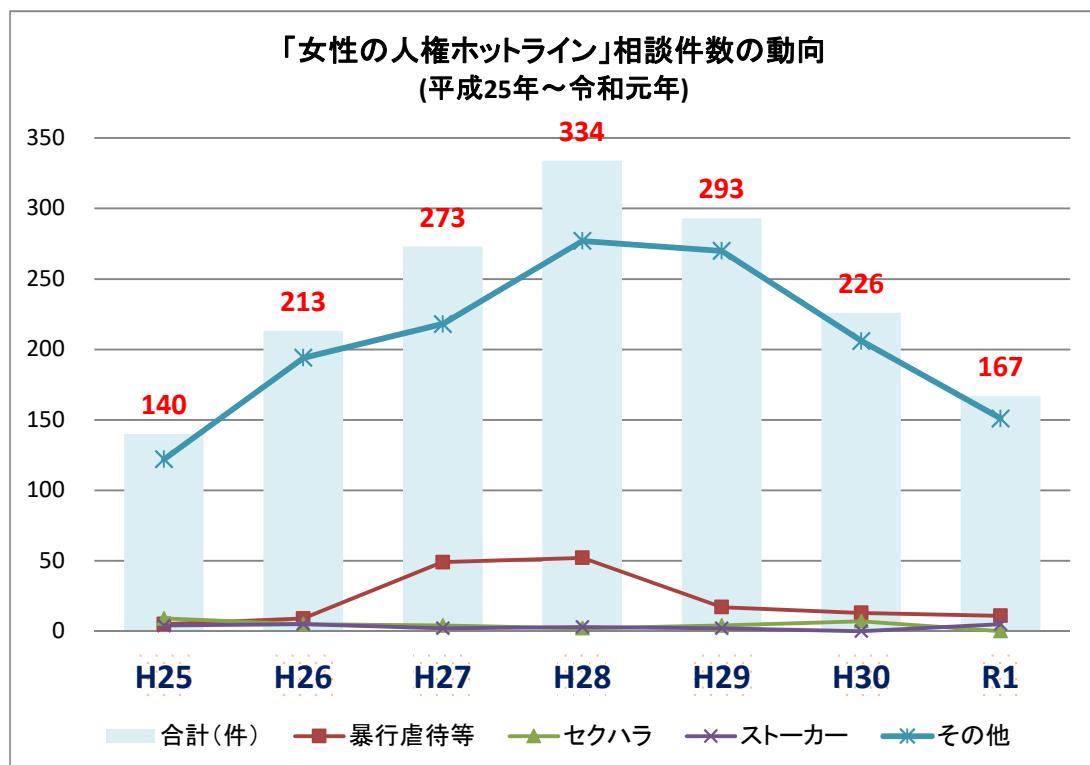
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害被害者の救済を推進するため、平成2年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

### ○ 月別利用件数・主な相談内訳

令和元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
暴 行 虐 待 等	5	0	3	0	0	0	1	0	0	0	2	0	11
セ ク ハ ラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ストーカー	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
そ の 他	14	10	15	1	2	11	5	14	11	17	36	15	151
合計(件)	20	13	18	1	2	12	6	14	11	17	38	15	167

### ○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
暴 行 虐 待 等	5	9	49	52	17	13	11
セ ク ハ ラ	9	5	4	2	4	7	0
ストーカー	4	5	2	3	2	0	5
そ の 他	122	194	218	277	270	206	151
合計(件)	140	213	273	334	293	226	167



## 「子どもの人権110番」統計資料

### ○ 設置目的

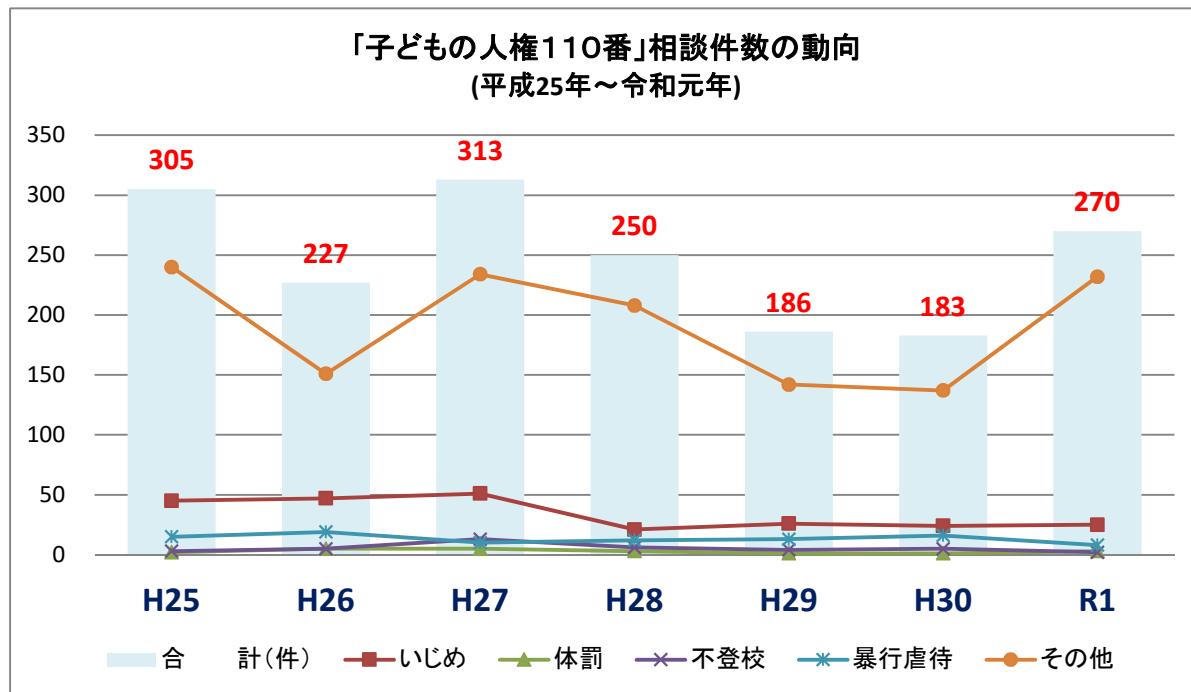
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多い、被害者である子ども自身にも身近な人には話しにくいといった状況があることから、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その問題を解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等を始めとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

### ○ 月別利用件数・主な相談内訳

令和元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
いじめ	0	0	3	2	2	9	1	4	1	1	0	2	25
体罰	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3
不登校	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
暴行虐待	0	3	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	8
その他	13	22	13	2	5	20	41	66	11	11	7	21	232
合計(件)	13	25	16	5	7	33	42	73	13	13	7	23	270

### ○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
いじめ	45	47	51	21	26	24	25
体罰	2	5	5	3	1	1	3
不登校	3	5	13	6	4	5	2
暴行虐待	15	19	10	12	13	16	8
その他	240	151	234	208	142	137	232
合計(件)	305	227	313	250	186	183	270



## 「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

### ○ 設置目的

送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を、平成18年から全国の小・中学校の児童・生徒に配付することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握するとともに、送付されたミニレターには、法務局職員や人権擁護委員が、子どもが希望する方法により返信し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる人権問題の解決に当たっています。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
体罰	0	4	6	3	1
いじめ	138	113	106	121	84
虐待	4	9	2	11	2
その他	227	169	168	167	156
合計	408	424	369	302	243

### 「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

